

札幌市心のバリアフリー推進マークの使用に関する要綱

令和元年12月12日
保健福祉局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、障がいのある方等に対する差別や偏見といった心の障壁(バリア)を取り除く心のバリアフリーの更なる推進を目的に作成された「札幌市心のバリアフリー推進マーク」(以下「ロゴマーク」という。)の行政目的外での使用に関し、必要な事項を定めたものである。

(仕様)

第2条 ロゴマークの仕様は、別記グラフィックガイドラインに定めるものとする。

(使用許可基準)

第3条 ロゴマークの使用は、心のバリアフリーの推進、普及又は啓発等に寄与するものに該当する場合、営利又は非営利を問わず使用できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を承認しない。

- (1) 心のバリアフリーの推進、普及又は啓発等の目的に反し、またはその恐れがある場合
- (2) 札幌市の品位を傷つけるおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (4) 専ら特定の個人、企業又は団体の利益等のために利用されるおそれがある場合
- (5) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (6) 札幌市の事業又は札幌市が認めた関連事業を推進するうえで支障となるおそれがある場合
- (7) 別記グラフィックガイドラインに定めるロゴマークの仕様及びその使用方法等に従って使用しないおそれがある場合
- (8) 札幌市又は札幌市以外の者が保有する著作権、商標権、意匠権その他の権利を侵

害するおそれがある場合

- (9) 法令又は公序良俗等に反するおそれがある場合
- (10) その他承認することが不相当と認められる場合

(使用申請)

第4条 営業上の販売・宣伝活動等、営利目的でロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、その使用の前に「札幌市心のバリアフリー推進マーク使用許可申請書」（別記様式第1号）及び札幌市が必要と認める書類を札幌市に提出し、その承認を受けなければならない。

2 非営利目的でロゴマークを使用する場合は、前項の申請を要しない。

(使用許可)

第5条 札幌市は、前条に基づく申請があった場合には、第3条に基づき内容を審査し、「札幌市心のバリアフリー推進マーク使用許可書」（別記様式第2号）又は「札幌市心のバリアフリー推進マーク使用不許可通知書」（別記様式第3号）によって通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴマークの使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) ロゴマークのイメージ、信用性等を損なうことがないように適正に使用するとともに、ロゴマークを使用した成果物の安全性、品質等についても十分配慮し、また、各種法令を遵守すること
- (2) 別記グラフィックガイドラインを遵守し、ロゴマークを改変しないこと。
- (3) 第5条による使用許可を受けた使用者は、使用許可を受けた事項以外に営利目的で使用しないこと。
- (4) 第5条による使用許可を受けた使用者は、ロゴマークの使用許可を受けた権利を他人に譲渡、貸与しないこと。
- (5) 第5条による使用許可を受けた使用者は、ロゴマークを使用した成果物（完成品又は写真等）を遅延なく提出すること。

(使用料金)

第7条 ロゴマークの使用料については、当分の間、無料とする。

(使用許可の変更)

第8条 使用者は、使用許可を受けた事項に追加又は変更が生じる場合は、事前に「札幌市心のバリアフリー推進マーク使用内容追加・変更申請書」(別記様式第4号)及び追加若しくは変更の内容がわかる見本等を札幌市に提出し、その承認を受けなければならない。

2 札幌市は、「札幌市心のバリアフリー推進マーク使用内容追加・変更申請書」の提出があった場合は、第5条の例によってその内容を審査し、合格した場合は「札幌市心のバリアフリー推進マーク使用内容追加・変更許可書」(別記様式第5号)を交付するものとする。

(使用の中止)

第9条 使用者は、ロゴマークを使用する必要がなくなった場合は、速やかに「札幌市心のバリアフリー推進マーク使用中止届」(別記様式第6号)を札幌市に提出するものとする。

(使用の制限及び取消)

第10条 札幌市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、使用者に対して是正や回収等の措置を求めることができる。使用者は、使用許可が取り消された場合、取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者が、第3条、第6条に定める事項に違反したとき
- (2) 第5条による使用許可を受けた使用者については、使用許可に付した条件に違反したとき、また、申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき
- (3) その他使用継続が不適當であると認められたとき

2 札幌市は、前項の規定による使用許可の制限及び取消について使用者に生じた費用及び損害について、一切の責任を負わない。

3 札幌市は、必要に応じ、使用者にロゴマークの使用状況について報告させ、又は調査することができる。

(使用に起因する問題)

第11条 ロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負い、札幌市は一切の責任を負わない。

(権利)

第12条 ロゴマークに関する一切の権利及び権限は札幌市に帰属する。

(使用の非独占性)

第13条 使用者は、札幌市が許可した用途に限定して、ロゴマークを使用することができるが、独占して使用することを認めたものではない。

2 使用者は、ロゴマークを自己の商標及び意匠として登録することはできないものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。